

# 京師帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 三 號      第 二 十 一 卷

大正四年九月一日發行

## 論 叢

資本論第一版と第二版との相違法學博士 河上 肇

南京條約以の治外法權問題に就て 文學博士 矢野 仁一

無收益財産の課税 法學博士 神戸 正雄

江戸時代に於ける田島永代賣買の禁止 文學博士 三浦 周行

## 時 論

支那の排外運動に對する根本方策 法學士 作田 莊一

## 說 苑

農政上より見たる家産制度 經濟學士 八木芳之助

リカアドに於ける労働價值法則の妥當性に就て 經濟學士 森 耕二郎

## 雜 錄

近世農村問題の性質 經濟學博士 本庄榮治郎

我國最近の死産に就て 經濟學士 岡崎 文規

間接稅負擔の地方別研究 法學士 汐見 三郎

## 法 令

五分利國庫債券（第二十五回）發行規程・朝鮮簡易國勢調査ニ關スル件・樺太簡易國勢調査施行規則

（禁 轉 載）

## 間接税負擔の地方別研究

沙見三郎

一

租税負擔の地方別研究は、財政學上實際上極めて緊切なる問題である。都市と地方との租税負擔比較及び農業を中心とする地方と商工業を中心とする地方との負擔額の對照の結果は、逆に租税立法の上にも有益なる暗示を與へるものである。私は、さきに直接國税及び地方税の負擔に關し地方別研究を試み、我國に於ける租税負擔の實狀を明かにした。然し、間接税を包含したる國税地方税全體の負擔に關しては、材料の不足の爲めに、これが地方別研究を斷念せざるを得なかつたのである。

直接税と間接税とは、その本質上の差異と沿革上の理由よりして、種々の標準により區別せられてゐる。その區別の重大なるものとして、轉嫁の有無換言せば納税者と擔税者とが同一人

- 4) 戦後經營人口政策(明治三十八年十一月刊)
- 1) 租税負擔の地方別研究(經濟統計研究 171—192頁)

なりや否やと云ふ事が擧げられてゐる。轉嫁の行はれざる直接稅にありては、納稅者が同時に擔稅者である、従つて、納稅額の地方別研究を行へば、これが懸て擔稅額の地方別研究となる譯である。然るに轉嫁を豫期する間接稅にありては、納稅者が必ずしも擔稅者と一致しない結果として、甲地で甲が納付した間接稅は、その全部又は一部、乙地の乙により負擔せられる事があり得るのである。故に、かの直接稅に於て行はるゝ、納稅額の地方別研究をうつして直に之を擔稅額の地方別研究なりとするが如き研究方法は、間接稅に於ては到底採用し得ない。然らば、如何にして間接稅の擔稅者従つて間接稅の擔稅地を明かにすべきや、これ間接稅負擔の地方別研究の重心をなす問題である。

たまく大阪稅務監督局から、大正二年以來毎年の管内酒類消費高表を寄せられた。この統計表こそ、酒類稅の地方別負擔ひいては間接稅全體の地方別負擔を研究する鍵となるものである。蓋し酒類稅は原則として納稅者たる生産者

より擔稅者たる消費者に轉嫁するものであるから、酒類消費高を明かにする事によつて更に遡つて、酒類稅負擔の大勢を窺ふ事が出来るからである。而して酒類稅に見る此負擔現象は、他の間接稅にも適用せられるのである。以下大阪稅務監督局の酒類消費高表を中心として、間接稅負擔の地方別研究を試みる。

二

大阪稅務監督局の酒類消費高表の實際數字を扱ふに先立ち、その作製方法を説明する。

本表は、大阪稅務監督局管内(大正二年六月十三日勅令第百五十九號)に於ける清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、サケ酒、葡萄酒、酒精、其他の毎年度消費高を府縣別に分類したものである。

年度は酒造年度であるから、曆年とは可なり隔りのあるのを免れない。例へば、大正十二年酒造年度を曆年に直すと、大正十二年十月より大正十三年九月に至る期間となるのである。

茲に問題となるのは、本表に所謂「消費高」の算定方法である。先づプラスの分として、前年度よりの持越高、他地方よりの移入高(輸入高をも含む)、當該地方に於ける製造高を合計する。

次にマイナスの部として、他地方への移出高(輸出高を含む)、酒類検査定後に工業用其他の方面へ轉用し其結果免稅せられたる石數、貯藏缺減運搬缺減(六・五%と見込む)及び年度末現在高を數へる。このプラスの分から、このマイナスの分を差引いた殘餘を、當該酒造年度に於ける消費高と推定したのである。表示すれば

當該地方の一年度消費高

第一表 大阪稅務監督局管内に於ける各種酒類消費高

年度	清酒	濁酒	白酒	酒味	淋	燒酎	麥酒	葡萄酒	酒精	其他	合計
大正二酒造年度	七〇,三五七石	五,四四〇石	七,四六七石	二,九三二石	六,一六二石	三〇,三三七石	三,四四六石	三,〇三六石	六,九一〇石	七,一三三石	七〇,三五七石
大正三酒造年度	七〇,三七七石	五,三一一石	七,七〇七石	二,〇六四石	五,三三九石	三三,七四七石	三,一四七石	三,一四七石	六,六五五石	九,〇〇〇石	七〇,三七七石
大正四酒造年度	七九,八七一石	五,九九九石	九,〇五九石	二,一七六石	五,一四四石	三三,〇〇三石	二,九六一石	六,六八八石	九,〇〇〇石	八,〇八〇石	七九,八七一石
大正五酒造年度	七四,九四五石	五,五〇〇石	一〇,〇六九石	一,四三三石	七,五三八石	四九,七七三石	四,四四四石	六,三三三石	一,四七〇石	八,〇八〇石	七四,九四五石
大正六酒造年度	八〇,七五五石	五,五九七石	一〇,二六一石	一,七四七石	二,一七三石	五〇,一一二石	六,三九九石	四,九三三石	一,八三三石	九,〇七九石	八〇,七五五石

(前年度よりの持越高+他地方よりの移入高+當該地方にての製造高)-(他地方への移出高+原料用其他免稅高+貯藏運搬缺減高+年度末現在高)

の方式となる。此等の數字は凡て、各稅務署が管内の製造業者及び販賣業者(小賣業者のみは見込による)につき調査したものであつて、重複脱漏の分は稅務署相互の協力で訂正せられてゐる。

全管内に於ける酒類消費高を大正二酒造年度より大正十二酒造年度に至る迄算定すると、第一表を得る事が出来る。

	清酒	濁酒	白酒	味淋	燒酎	麥酒	葡萄酒	酒精	其他	合計
大正七酒造年度	八七、三石	五〇石	一、三〇石	八、〇元	二、七〇石	七、九〇石	二、〇九石	三、九三石	二、〇二	九三、六一
大正八酒造年度	八七、三石	五〇石	一、三〇石	八、〇元	二、七〇石	七、九〇石	二、〇九石	三、九三石	二、〇二	九三、六一
大正九酒造年度	八七、三石	五〇石	一、三〇石	八、〇元	二、七〇石	七、九〇石	二、〇九石	三、九三石	二、〇二	九三、六一
大正十酒造年度	八七、三石	五〇石	一、三〇石	八、〇元	二、七〇石	七、九〇石	二、〇九石	三、九三石	二、〇二	九三、六一
大正十一酒造年度	八七、三石	五〇石	一、三〇石	八、〇元	二、七〇石	七、九〇石	二、〇九石	三、九三石	二、〇二	九三、六一
大正十二酒造年度	八七、三石	五〇石	一、三〇石	八、〇元	二、七〇石	七、九〇石	二、〇九石	三、九三石	二、〇二	九三、六一

第一表に於て注目すべき事實は、大阪稅務監督局管内にて消費せられる酒類の内容に或種の變動が起つてゐる事である。大正二酒造年度より大正五酒造年度迄は、消費量から見て大體、清酒、麥酒、味淋、燒酎、酒精、葡萄酒、白酒の順序であつたが、大正六酒造年度以來、葡萄酒は從來の第六位より一躍して第五位第四位に上り、遂には第三位に迄漕ぎつけ、大正十二酒造年度にては清酒、麥酒、葡萄酒、味淋、燒酎、酒精、白酒、濁酒の順序に變動したのである。大正二酒造年度の葡萄酒の年消費量二千四百石に比較すると、最近の一萬八千石の消費量は約七倍半の數字を示してゐる。麥酒が第二

位を保持してゐる事は従前の通りであるが、これ亦大正六酒造年度前後より非常に消費量を増加したのである。麥酒の消費量は、大正二酒造年度に於ては二萬石にして全酒類消費高の二分半なりしものが、大正十二酒造年度には約八倍し十六萬石となり酒類消費全石數の一割四分以上を上つてゐる。麥酒、葡萄酒等の洋酒の消費量が世界戰爭中に大發展を遂げた事は注目に値する。葡萄酒、麥酒の消費量が七八倍してゐる間に、清酒の消費は僅か三割しか増加しなかつた、然し、清酒の消費量が全酒類中第一等の地位を占めてゐる事は、依然として同様である。酒類全體としては、其消費量が最近十年間に七

十五萬石より百十四萬石に變化し、約五割を増してゐる。

三

第一表に於て全管内の酒類消費量を示したが、第二表にては更に全管内の消費量を各府縣に分類し、地方別消費高を算定したのである。

尚大阪、神戸、京都の三大都市についても同様の調査を試みたのである。

第二表 地方別酒類消費高

府縣	二酒	三酒	四酒	五酒	六酒	七酒	八酒	九酒	十酒	十一	十二
	造年										
	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
大阪府	一六、一〇										
京都府	二〇、二二										
兵庫縣	一八、一八										
奈良縣	一〇、一〇										
和歌山縣	一〇、一〇										
滋賀縣	一〇、一〇										
福井縣	一〇、一〇										

雜錄 間接稅負擔の地方別研究

石川縣	一〇、一〇										
富山縣	一〇、一〇										
計	一〇、一〇										
大阪市	三二、二二										
京都市	一〇、一〇										
神戸市	不明										

第二表を見るに、酒類消費高の逐年増加してゐるのは、各府縣に共通した現象である。消費高について常に上位を占めてゐるのは、大阪、神戸、京都の三大都市を含む大阪府、兵庫縣、京都府にして、其他の諸縣は石川縣、和歌山縣、富山縣、滋賀縣、福井縣、奈良縣の順序で是に續いてゐる。第一位を占むる大阪府は第九位の奈良縣に對し、大正二酒造年度に於て約五倍の消費高を示したが、大正十二酒造年度には六倍以上となつてゐる。三大都市の消費高を大小に配列すると、大阪、神戸、京都の順序である。第二表により各地方の酒類消費高の絶対額を知る事が出來たが、各地方の人口の密度は區々



管内全部の一人當り消費高と三大都市の消費高とを比較すると、此間の消息を明かにする事が出来る。これ一は、地方の人が都會に出でて酒類を消費する機會多きに反し、逆の場合が割合に少いにも因るであらう。京都に於ける清酒一人當り消費量が常に第一位を占めてゐるのも、或はこの事實により説明し得られるかも知れない。尙葡萄酒及び麥酒の消費量が三大都市特に神戸市に於て大なるも、注目すべき現象である。

#### 四

以上の三表によつて、最近に於ける酒類消費高の變遷特に各地方に於ける酒類消費の差異を明かにした。かくの如く酒類消費高表をそれ自身より教へらるゝ所が少くないが、同時に是に加工し他の統計と對照する事によつて更に新しい事實に接する事が出来るのである。第一は、酒類の消費地は必ずしも其生産地と一致せずとの事實である。

大正十一酒造年度をとり、大阪府に於ける清酒及び麥酒の生産高と消費高とを比較する。消費高としては大正十一酒造年度の數字をとり、生産高としては大正十酒造年度の清酒醸造高及び大正十二年度の麥酒醸造高をとり、兩者を對照すると、次の異なる數字を得るのである。

#### 清 酒 麥 酒

生産高 一一一、二九四<sup>の</sup>石 一六四、一四七<sup>の</sup>石

消費高 一二四、一二七石 六四、三四八石

清酒については、大阪府は生産地たる以上に消費地であつて、其消費高は其生産高の二倍以上に上つてゐる。次に、大阪府が麥酒の大なる消費地たる事は疑なき事實であるが、それ以上に麥酒の大生産地である。蓋し、大阪府の人口が日本の人口の約四・五%を占むるに過ぎざるに、府下の麥酒會社の一工場が一年間に生産する麥酒が全國の麥酒醸造高の二〇、二〇%に上る事によつて、此事は了解出来るのである。其結果、大阪府に於ける麥酒の生産高は其消費高の二倍半に上つてゐる。

2) 主稅局第四十九回統計年報書381頁

3) 大阪稅務監督局統計書大正十二年度

大阪府に於ける此事實は、全國の各府縣市町村にあてはめる事が出来る。或地方の酒類の生産高と消費高とが必ずしも一致しない結果として、一地方の酒造業者が納付する酒類稅額と、其地方の酒類消費者が事實上負擔する酒類稅額とも、必ずしも一致しない事となる。換言せば或地方の生産者が納税したる稅額の一部は、酒類と共に轉々して他の地方に移り、終局に於て他の地方の消費者により負擔せられる結果となるのである。

一地方の納稅者より他地方の擔稅者へ酒類稅が轉嫁する關係を明かならしむる爲めに、第四表を作製したのである。大正二、七、十一の三酒造年度に於て、大阪稅務監督局の全管内、各府縣及び三大都市が、清酒の生産地として幾何の稅額を納付し、又清酒の消費地として幾何の稅額を負擔してゐるか、これ第四表の示す所である。

第四表 清酒稅に於ける納稅額と推定擔稅額との地方別比較

	大正二酒造年度		大正七酒造年度		大正十一酒造年度	
	納稅額	擔稅額	納稅額	擔稅額	納稅額	擔稅額
大阪府	2,025,000	3,400,000	2,190,000	4,330,000	3,440,000	4,400,000
京都府	2,910,000	1,260,000	3,540,000	2,220,000	7,340,000	3,920,000
兵庫縣	3,810,000	3,360,000	4,450,000	4,120,000	5,330,000	7,360,000
奈良縣	940,000	660,000	1,270,000	710,000	3,260,000	1,350,000
和歌山縣	1,440,000	660,000	1,630,000	1,030,000	3,820,000	1,830,000
滋賀縣	1,320,000	330,000	1,530,000	680,000	3,270,000	1,280,000
福井縣	660,000	660,000	1,020,000	680,000	2,220,000	1,250,000
石川縣	1,260,000	1,010,000	1,520,000	1,120,000	3,130,000	2,110,000
富山縣	1,020,000	660,000	1,160,000	1,060,000	3,100,000	1,830,000
金  管	2,860,000	3,390,000	2,630,000	2,620,000	5,110,000	2,660,000
大阪市	2,260,000	2,330,000	2,620,000	2,560,000	2,600,000	3,920,000
京都市	2,820,000	820,000	1,010,000	660,000	2,760,000	1,960,000
神戸市	—	不明	—	1,010,000	—	1,270,000

第四表を見ると、清酒稅の擔稅額が納稅額を超えてゐるのは僅かに大阪府あるのみで、他の各府縣では何れも納稅額が擔稅額以上に上つてゐる。殊に兵庫縣及び京都府の納稅額がその擔

4) 主稅局第四十回第四十五回第四十九回統計年報 講  
大阪稅務監督局統計書大正二年度大正七年度大正十一年度

税額の一倍半乃至四倍に上つてゐるのは、その管内に我國の二大酒造地たる灘五郷及び伏見が含まれてゐるからである。大阪稅務監督局管内全體としても、納税額は擔税額の二倍弱となつてゐる。大阪、京都、神戸の三大都市の納税額が殆んど皆無に近くして擔税額が巨額に達してゐるのも、注目すべき現象である。最近に於ける三大都市の清酒に對する納税額が合計千圓弱なるに反し、其擔税額が七百六十余万圓に上れるが如き、極端なる一例である。要するに、都會は常に酒類稅の擔税地である、然し都會が酒類稅の納税地で無い事もあり得るのである。従つて或都市に酒類稅の納税なきを以て、直に其都市に酒類稅の擔税なしとは斷言するを得ないのである。

一言斷つて置きたいのは、第四表が重大なる二つの假定を前提としてゐる事である。清酒釀造家が納税したる金額が、同一額に於て、現實に清酒消費者に轉嫁してゐる事が、第一の假定である。第二に、大正一、六、十酒造年度の納

税額（清酒一石につき十九圓六十錢、十九圓六十錢、三十一圓三十五錢の從量稅）が、それぞれ大正二、七、十一酒造年度に於て消費者に轉嫁せられてゐる事を假定せねばならぬ。故に、第四表に所謂「前年度納税額」は租稅統計に示された現實の數字であるが、「擔税額」は何れも推定の金額たるを免れ得ない。數字の使用目的如何によりては此種の假定を絶対に避けねばならぬが、本研究の場合に於ては敢て差支ないのである。

## 五

以上論じたる所により、酒類消費の諸方面の狀況、殊に酒類の生産地と消費地との異なる事及び酒類稅の擔税地と納税地との同一ならざる事を明かにしたのである、この最後の事實、即ち擔税地と納税地とが異り、其結果として一地方の擔税額と納税額とは差異を生ずると云ふ事は、單に酒類稅につき行はるゝのみならず、轉嫁を豫期し得らるゝ他の凡ての間接稅に於て

之を見る事が出来るのである。

小川博士の計算に基き、我國の租税收入を間接税直接税に兩分し、更に是に間接税の一部たる酒類税を配すると、次の數字を得る事が出来る。

	大正四年度	大正八年度	大正十一年度
直接税	一六、四四 <small>千兩</small>	五九、三九 <small>千兩</small>	四六、〇三 <small>千兩</small>
間接税	二四、六五	三九、五四	四三、〇三
酒類税	六、七三	三三、四六	二六、八八

大正八年度を除けば、間接税は常に直接税を凌駕し、又酒類税は間接税の三割乃至四割を占めてゐる。右の數字を見れば、間接税殊に酒類税が我が租税制度の上に如何に重大なる影響を與へつゝあるかが明かであらう。従つて租税負擔の地方別研究を試みるに當つても、單なる直接税の負擔關係の研究のみに満足せず必ずや間接税の方面にも注目せねばならぬ。更に、本研究により間接税の中樞をなす酒類税の擔税地と納税地とが一致せざる場合ある事が示されたる

以上は、酒類税其他の間接税に於て、納税地を以て直に擔税地とするが如き事は、なるべく避けねばならぬ。要するに間接税直接税全體を合した凡ての租税につき、負擔の地方別研究を行ふ爲めには、非常に慎重なる態度を必要とする。

本研究の數字は、其性質上、必ずしも確實なりとは保し難い。然し我國の現狀としては、本數字は此種の數字の中では最も信頼するに足るものであらう。只遺憾なのは、調査範圍が大坂稅務監督局管内に限られ、しかも問題の中心が酒類のみに限られてゐる事である。願はくば、此種の調査が間接税全體にわたり行はれ且つ我國凡ての地方に於て試みられ、我國の租税負擔の地方別研究に一步を進めたいものである。(二四、八、一一)

星野間稅部長久延統計主任に原材料提供の勞を謝す